

# 第82期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

## ヤマハ発動機株式会社

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://global.yamaha-motor.com/jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 109社

##### ② 主要な連結子会社の名称

ヤマハ発動機販売株式会社、ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社、  
Yamaha Motor Corporation, U.S.A.、Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America、  
Yamaha Motor Europe N.V.、PT.Yamaha Indonesia Motor Manufacturing、Yamaha Motor Vietnam Co., Ltd.、  
India Yamaha Motor Pvt. Ltd.、台湾山葉機車工業股份有限公司、Thai Yamaha Motor Co., Ltd.、  
Yamaha Motor do Brasil Ltda.

##### ③ 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新たに取得した2社、新たに設立した1社、重要性が高まった非連結子会社4社を連結の範囲に含めました。また、清算終了により2社、他の連結子会社に吸収合併されたことにより2社を連結の範囲から除いています。

##### ④ 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

Yamaha Motor Racing S.r.l.などの非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及びこれらのうち、主要な会社等の名称

持分法適用子会社の数 3社 Yamaha Motor Racing S.r.l. 他2社

持分法適用関連会社の数 27社 Hong Leong Yamaha Motor Sdn. Bhd. 他26社

##### ② 持分法の範囲の変更

当連結会計年度より、重要性が高まった持分法非適用関連会社3社は持分法適用関連会社へと異動しました。また、株式売却により関連会社1社を持分法適用の範囲から除いています。

##### ③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称並びに持分法を適用しない理由

非連結子会社Yamaha Motor do Brasil Logística Ltda.及び関連会社獐子島雅馬哈（大連）玻璃鋼船舶製造有限公司は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等を考慮した場合、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、両社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっています。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

###### 時価のないもの

###### 移動平均法による原価法

###### (ロ) デリバティブ

###### 時価法

###### (ハ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金、販売金融債権及び貸付金その他これらに準ずる債権を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(ロ)賞与引当金

使用人及び使用人兼務取締役に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(ハ)製品保証引当金

販売済製品の保証期間中のアフターサービス費用、その他販売済製品の品質問題に対処する費用に充てるため、発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については、保証期間に基づいて売上高に経験率（アフターサービス費用／売上高）を乗じて計算した額を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(ロ)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(ハ)のれんの償却に関する事項

のれんは、その発生都度、実質的判断による見積り年数で、定額法により償却しています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替を行っています。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

米国、カナダ金融子会社設立などによるファイナンス事業への本格的な取り組みの開始や、既存事業を支援する金融ビジネス拡大方針など、当社グループにおけるファイナンス事業の重要性が増していることから、当社の営業活動の成果をより適切に表示するため、当連結会計年度より、以下のとおり連結貸借対照表及び連結損益計算書の表示方法の変更を行っています。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」及び「その他」、投資その他の資産の「長期貸付金」及び「その他」に含めていた販売金融関係の債権を当連結会計年度より、流動資産の「短期販売金融債権」及び固定資産の「長期販売金融債権」に計上しています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「販売費及び一般管理費」、営業外収益の「受取利息」、「販売金融資産評価差益」、「販売金融関連収益」及び「その他」、営業外費用の「支払利息」及び「その他」に含めていた販売金融関係の収益及び費用を当連結会計年度より、「売上高」、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しています。

なお、一部の販売金融関係の取引について、純額表示から総額表示に変更していますが、その影響は軽微です。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 615,535百万円

(2) 担保資産

担保に提供している資産は次のとおりです。

現金及び預金	4百万円
短期販売金融債権	58,596
建物及び構築物(純額)	104
土地	44
投資有価証券	71
長期販売金融債権	15,062
投資その他の資産のその他	510
合計	74,394

担保付債務は次のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	4,743百万円
長期借入金	45,138
固定負債のその他	265
合計	50,146

(3) 受取手形割引高 31百万円

(4) 保証債務

下記の関係会社の金融機関借入金に対して保証等を行っています。

PT. Bussan Auto Finance	8,376百万円
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	265
あまがさき健康の森株式会社	151
合計	8,794

上記の金額には保証類似行為によるものが151百万円含まれています。

(5) 土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価実施日 平成12年3月31日

② 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しています。

③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を7,500百万円下回っています。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 349,914,284株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	7,683百万円	22円00銭	平成27年 12月31日	平成28年 3月28日
平成28年8月4日 取締役会	普通株式	10,478百万円	30円00銭	平成28年 6月30日	平成28年 9月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月23日 定時株主総会	普通株式	10,478百万円	利益剰余金	30円00銭	平成28年 12月31日	平成29年 3月24日

- (3) 新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、原則として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、短期販売金融債権及び長期販売金融債権は、顧客の信用リスクに晒されています。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してリスクを軽減しています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、原則的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

短期借入金及び長期借入金は、事業資金の調達を目的としたものであり、一部には、変動金利のため金利の変動リスクに晒されることもあります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引等、借入金の支払金利の変動リスクを軽減することを目的とした金利スワップ取引です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社では、営業債権について、各事業部門における管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

##### (ロ)市場リスク（為替や金利等に係るリスク）の管理

当社及び一部の連結子会社では、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約等を利用してリスクを軽減しています。輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約等も行っています。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用することがあります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

当社のデリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、財務部が取引を行い、記帳及び契約先と残高照合等を行っています。先物為替予約等の取引実績は、上席執行役員以上の執行役員、常勤監査役、財務部門責任者、ポジション管理を行う事業部門の責任者に対して、月に1回以上報告しています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、管理を行っています。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社では、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適度に維持することなどにより、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注) 2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	135,525	135,525	—
② 受取手形及び売掛金	145,698		
貸倒引当金（*1）	△5,472		
	140,225	140,208	△17
③ 短期販売金融債権	157,581		
貸倒引当金（*1）	△4,933		
	152,648	152,648	—
④ 投資有価証券	58,184	58,184	—
⑤ 長期貸付金	1,075		
貸倒引当金（*1）	△605		
	470	516	45
⑥ 長期販売金融債権	57,034		
貸倒引当金（*1）	△1,284		
	55,749	62,397	6,648
資産計	542,802	549,479	6,676
⑦ 支払手形及び買掛金	113,036	113,036	—
⑧ 電子記録債務	30,753	30,753	—
⑨ 短期借入金	128,517	128,517	—
⑩ 1年内返済予定の長期借入金	53,904	53,904	—
⑪ 長期借入金	181,960	182,946	985
負債計	508,171	509,156	985
デリバティブ取引（*2）	(230)	(230)	—

- (\*1) 受取手形及び売掛金、短期販売金融債権、長期貸付金及び長期販売金融債権に対して計上している貸倒引当金を控除しています。  
 (\*2) デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる場合は( )で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

② 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。

③ 短期販売金融債権

短期販売金融債権は短期間で回収されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。

④ 投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格によっています。

⑤ 長期貸付金、⑥ 長期販売金融債権

変動金利建ての長期貸付金及び長期販売金融債権については、短期間に市場金利を反映することから当該帳簿価額によっています。

また、固定金利建ての長期貸付金及び長期販売金融債権については、回収期間ごとに国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値を基に、信用リスク相当の貸倒引当金を控除することにより算定しています。

負債

⑦ 支払手形及び買掛金、⑧ 電子記録債務、⑨ 短期借入金、⑩ 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

⑪ 長期借入金

変動金利建ての長期借入金については、短期間に市場金利を反映することから当該帳簿価額によっています。

また、固定金利建ての長期借入金については、返済期間ごとに同様の借入を行った場合に想定される借入利率で割り引いた現在価値を基に、時価を算出しています。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	29,700

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④ 投資有価証券」には含めていません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,529円53銭  
 (2) 1株当たり当期純利益金額 180円84銭



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券
    - 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
  - ② デリバティブ  
時価法
  - ③ たな卸資産  
製品及び仕掛品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）  
商品、原材料及び貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法
  - ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法を採用しています。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権を適正に評価するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - ② 賞与引当金  
使用人及び使用人兼務取締役に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 製品保証引当金

販売済製品の保証期間中のアフターサービス費用、その他販売済製品の品質問題に対処する費用に充てるため、発生額を個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については保証期間に基づいて売上高に経験率（アフターサービス費用／売上高）を乗じて計算した額を計上しています。

④ 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

⑤ 製造物賠償責任引当金

製造物賠償責任保険で補填されない損害賠償金の支払に備えるため、過去の実績を基礎に支払見積額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 297,827百万円

(2) 担保資産

関係会社株式 22百万円

関係会社の金融機関借入金に対して差し入れたものです。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 97,873百万円

長期金銭債権 15,143

短期金銭債務 26,013

長期金銭債務 816

(4) 保証債務

下記の関係会社の金融機関借入金に対して保証等を行っています。

India Yamaha Motor Pvt. Ltd. 11,849百万円

PT. Bussan Auto Finance 8,376

Yamaha Motor Pakistan Pvt. Ltd. 3,673

KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd. 265

あまがさき健康の森株式会社 151

Yamaha Motor Argentina S.A. 135

---

合計 24,452

上記の金額には保証類似行為によるものが151百万円含まれています。

(5) 土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価実施日 平成12年3月31日

② 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しています。

③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額

当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を7,500百万円下回っています。

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 448,896百万円

仕入高 180,612

営業取引以外の収入 28,747

営業取引以外の支出 113

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 634,836株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	37,373百万円
有価証券評価損	28,397
減価償却超過額	11,987
退職給付引当金	6,810
製品保証引当金	4,176
貸倒引当金	1,372
その他	5,945
繰延税金資産小計	96,063
評価性引当額	△81,642
繰延税金資産合計	14,420

### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△11,035百万円
圧縮記帳積立金	△274
その他	△2
繰延税金負債合計	△11,312

繰延税金資産の純額 3,107

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ヤマハ発動機販売株式会社	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上高 (注1)	42,288	売掛金	7,115
子会社	Yamaha Motor Corporation, U.S.A. (米国)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上高 (注1)	105,607	売掛金	22,388
子会社	Yamaha Motor Manufacturing Corporation of America (米国)	所有 間接 100.0%	当社製品の製造	売上高 (注1)	45,654	売掛金	9,108
子会社	Yamaha Motor Europe N.V. (オランダ)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上高 (注1)	79,872	売掛金	6,881
子会社	Yamaha Motor Argentina S.A. (アルゼンチン)	所有 間接 100.0%	当社製品の製造 及び販売	売上高 (注1)	7,304	売掛金	6,233
子会社	Yamaha Motor do Brasil Ltda. (ブラジル)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	7,710
				増資の引受け (注3)	8,091	—	—
子会社	India Yamaha Motor Pvt. Ltd. (インド)	所有 直接 84.9% 間接 0.1%	当社製品の製造 及び販売	債務保証 (注4)	11,849	—	—
関連会社	PT. Bussan Auto Finance (インドネシア)	所有 直接 17.7% 間接 2.3%	当社二輪車の販売 金融提供	債務保証 (注4)	8,376	—	—

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を勘案し、一般の取引条件に基づいて決定しています。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(注3) 当該会社の行った増資の引受けです。

(注4) 当該会社の金融機関借入金に関する債務保証です。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	923円82銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	120円54銭

以 上



**ヤマハ発動機株式会社**

〒438-8501 静岡県磐田市新貝2500番地

電話 0538-37-0134

<https://global.yamaha-motor.com/jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。